

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年9月10日

【会社名】 G F A 株式会社

【英訳名】 GFA Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 片田 朋希

【本店の所在の場所】 東京都港区南青山二丁目2番15号

【電話番号】 03 - 6432 - 9140(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部 部長 谷井 篤史

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山二丁目2番15号

【電話番号】 03 - 6432 - 9140(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部 部長 谷井 篤史

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 普通株式

【届出の対象とした募集金額】 349,440,000円
(注) 募集金額は、G F A 株式会社(以下「当社」といいます。)を株式交付親会社、GCM S1証券株式会社を株式交付子会社とする株式交付(以下「本株式交付」といいます。)に関して、本株式交付の対価として取得するGCM S1証券株式会社の株式数及び本株式交付の株式交換比率を勘案した当社普通株式の交付数に2024年9月9日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を乗じて算出した金額です。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,365,000株 (注1)	完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1. 当社が本株式交付の対価として取得するGCM S1証券株式会社(東京都港区赤坂一丁目12番32号、代表取締役高須 茂己、以下「GCM証券」といいます。)の株式数及び株式交付の株式交付比率を勘案して記載しております。なお、GCM証券の普通株式の保有者から譲渡の申込みがなされる株式数に応じて、実際に当社が交付する株式数が変動することがあります。
2. 2024年9月10日開催の取締役会の決議に基づいて行う株式交付に伴い発行する予定です。
3. 本株式交付により増加する当社の資本金及び資本準備金の額は、会社計算規則第39条の2の定めに従い当社が別途適当に定める金額とします。
4. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号
5. 会社法第816条の4第1項の規定に基づき、簡易株式交付の手続により株主総会の決議による承認を受けずに株式交付を行う予定です。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

株式交付によることとします。(注)

(注) 当社普通株式は、GCM証券の普通株式の譲渡人に対して割り当てられます。本株式交付に係る割当ての内容の詳細については、「第二部 公開買付け又は株式交付に関する情報 第1 公開買付け又は株式交付の概要 4 公開買付け又は株式交付に係る割当ての内容及びその算定根拠 1. 株式交付比率」をご参照ください。

(2) 【募集の条件】

該当事項なし

(3) 【申込取扱場所】

該当事項なし

(4) 【払込取扱場所】

該当事項なし

3 【株式の引受け】

該当事項なし

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

該当事項なし

(2) 【手取金の使途】

該当事項なし

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第 1 【公開買付け又は株式交付の概要】

1 【公開買付け又は株式交付の目的等】

1. 株式交付の目的及び理由

当社は、金融サービス事業を本業とし、最先端のメタバース空間の展開を含めた様々な事業開発・金融支援を行っております。複数の事業会社を子会社・関連会社として有しており、それら事業を連携させながら、メタバース・フィンテックといった最先端領域の市場開拓として、子会社が運営する渋谷のCLUB CAMELOTの現実空間をメタバース化した「META CAMELOT」をリリースするなど、本業の金融サービス事業の収益を最大化すべく事業推進を行っております。

金融サービス事業におけるファイナンシャル・アドバイザー事業では、資金調達を計画している上場企業などに対して、そのニーズを収集し、助言及び資金調達支援を行っております。資金調達先のアレンジャーとして国内外のファンドや機関投資家、事業法人などの投資家のご紹介、自己資金等での資金提供も提案しております。

ファイナンシャル・アドバイザー業務においては、当社が連携するエムケイドットエックスグループからのEV用バッテリーを対象としたプロジェクトファイナンスの組成依頼や、当社取引先が運営するデータセンターに必要なGPUサーバーの仕入れ資金ニーズ等が具現化しており、実現のために当社と協業できる先などないか、エクイティを含めたファンドレイズの活用法について模索しておりました。

そのなかで、2024年7月23日付の開示「GCM S1 証券株式会社との業務提携に関するお知らせ」のとおり、2024年4月中旬頃に当社は当社子会社の代表取締役より紹介を受け、GCMホールディングス株式会社及びGCM証券と金融サービス事業に関して事業の連携を含めた協議を行ってきました。

GCMホールディングス株式会社については、商品販売を軸としたGCM証券、商品組成を軸としたGCMアセットマネジメント株式会社を100%子会社として傘下に持つ、持ち株会社であり、金融グループ企業です。

GCM証券は、GCMアセットマネジメント株式会社を営業者とし、貸付型クラウドファンディングにてファンドを募集・運営するなど、国内での金融商品取引業者としての第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業(以下、「総合金融ライセンス」といいます。)を活用して、2021年までで商品販売の実績もあります。

GCM証券は、2020年7月にGCMホールディングス株式会社が完全子会社化して以降の人員に関しては、金融商品取引法の登録のための最小限の人員体制で運営しておりますが、今後の主たる事業(第一種、第二種金融商品取引手数料)による収益化を図るため、役員を含めて証券会社出身者をはじめとした金融機関での経験者で固められております。

GCM証券の持つ国内における総合金融ライセンスを活用した、貸付型クラウドファンディングなどを実行することで、(1)GPUサーバー(AIデータセンター)特化型ファンドの組成・運営、(2)EVバッテリー専用ファンドの組成・運営等の取り組みについてもこれまでのGCM証券におけるファンド組成・運用のトラックレコードと当社のファイナンシャル・アドバイザー業務における国内外投資家のネットワークも駆使すれば、本スキームの実現可能性は高いと考えております。

当該ファンドの運用方針は、原則として、視認できる固定資産を担保として市場評価し、その市場評価額から一定の掛け目を算出した金額を投融資上限とすることから、安全性の高い運用スキームになることを想定しております。

GPUサーバー(AIデータセンター)特化型ファンドに関していえば、AIデータセンターで利用されるGPUサーバーが枯渇しており、供給量が限られている状況下で仕入れできると、セカンダリーマーケットで捌きやすい性質のものとなっております。また、バッテリーにつきましても、EVバッテリー事業で使う蓄電池自体が相応の技術と設置ノウハウが必須であり、EV市場が拡張することを想定すると常時相応の需要があることから、他のアセットと比較すると、保全の効いた固定資産であると評価できると当社としては考えております。

ファンドを組成する際には、GCM証券にはファンド組成・運用手数料が一定期間入ることになり、投融資条件次第で収益化が見込まれた際のレベニューシェア(GCM証券が主体となり手数料を確保し、当社はファンドアレンジメント等の作業応分に準じた手数料をフィーとして確保)の期待もでき、親会社となる当社はファイナンスアレンジメントフィーを確保することが実現します。

同スキームにより、当社グループが一丸となって、ファイナンシャル・アドバイザー費用(ファンド組成費用・信託報酬等)を安定確保できることから、当社の安定した収益構築に寄与することが期待できます。

GCM証券との協業によって、当社内外の資金ニーズ等に幅広く応えることが可能となり、中長期的には当社の業績及び企業価値の向上に資するものと判断したことから、2024年7月23日付「GCM S1証券株式会社との業務提携に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、両社で業務提携を行うことに関して合意に至っております。

同社の有する総合金融ライセンスを活用し、特定業種の資金使途に特化したファンドを個別組成していくことで、当ファンドの保全スキームに理解が深い投資家に限定したアプローチが実現し、当社はファンドの資金調達効率を上げると共に、被投資先に対しても、ファンドの基本概念(投融資方針、運営方針)を理解頂きやすくなります。結果、資金保全の効く安定した投融資先を確保することが期待できます。

具体的には、現在、当社では当社及び各子会社における海外において事業パートナーの模索を図っており、特に中国及び香港における事業展開を強化し、グループ事業の再編も行いながら、主にEVのバッテリーを担保にした資金調達支援を企図しております。

また、当社の取引先がAIデータセンターを展開するにあたり、GPUサーバーの仕入れが必須となることから、それらデータセンターの用途に特化した資金調達支援を予定しております。

これらプロジェクトの資金支出の背景には原則として政府の保証する補助金・助成金(経済産業省が管轄する、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金(製造・サービス業等立地支援事業))が用意されていることから、特定期間に確保できる期待収益が具体的且つ確証の高いものとして、当社が金融(媒介)取引を行う際に双方協力し合うFAを始めとしたフィナンシャルコンサルタント並びに金融事業者から一定程度の評価を受けております。

こうした支援の一環として、GCM証券と連携を図りながら、業種に特化したファンドを共同組成していくことを予定しております。

本件以外にも、当社は不動産事業を本業として、資金調達先のアレンジャーとして国内外のファンドや機関投資家、事業法人などのコネクションやネットワークを持っており、国内外における高利回りで社会的意義のある金融商品、特にファンド商品を要望する投資家も増えてきております。

GCMホールディングス株式会社の子会社である、GCMアセットマネジメント株式会社についてもGCM証券を商品販社として、今後のファンド組成等に関してGCMホールディングス株式会社と当社の両グループ間で証券・アセットマネジメントという協業体制は変わらず、両グループ一体で事業運営を行っていきます。

両グループにおける業務運営に関しては、商品販売の窓口は当社傘下でGCM証券が主導して行っており、GCMホールディングス株式会社傘下のGCMアセットマネジメント株式会社とはファンド商品組成等に関して協業していく関係で販社窓口についてはGCM証券で一本化していく予定です。

業務提携の合意以降、協議のなかで当社としてもGCM証券との提携関係をさらに深めることにより、当社の事業収益の向上につながることを期待できることから、同社がもつ金融ライセンスと実績・ノウハウ、組織体制を活かしながら、不動産をはじめとする様々なファンド商品の組成・販売を行っていくことが重要であり、当社内外の資金ニーズに幅広く応えるため、資本関係での模索も行った結果、今般のGCM証券を当社連結子会社化とすることとなりました。

前述のとおり、GCM証券は現在、金融商品取引法の登録のための最小限の体制で運営されており、関係会社からの紹介によるコンサルティング業務による収入で運営を維持している状況であることから、今後の主たる事業(第一種、第二種金融商品取引手数料)による収益化のためには、株式交付による協業に伴う必要な人員を補充する、また商品販売社として営業力の強化に努めるなど、当社グループ傘下になることで、単体による運営では業績向上が見込めない営業の基盤も補うことが可能にもなります。

また当社としては、ファイナンシャル・アドバイザー事業におけるソリューション分野で金融商品の提案販売で直接的な手数料ビジネスを新たに拡充することができます。

現在、当社の財務状況につきましては、コロナ感染の影響も減少していますが、未だ当社グループの連結財務諸表の悪化は改善できていない状況下であることから、当社グループの経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な悪影響を及ぼしており、前年度の2024年3月期の連結業績は、売上高4,174,719千円となり、経常損失2,397,523千円、親会社株主に帰属する当期純損失2,459,132千円を計上しております。

また、今期の2025年3月期第1四半期の連結業績(2024年4月1日～2024年6月30日)についても、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する四半期純損失を計上しており、資金繰りに懸念も生じております。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社においてはこのような状況を解消するために、優先的に財務状況の改善に向けて、資金繰りの懸念を解消し、グループ内の既存事業を適切に推進することによって、継続的に利益を獲得できる体制の再構築も行っています。

当社グループ事業の再編として、特に事業の選択と集中を意識して中核となる既存事業に経営資源を集中させ、事業価値を高めていく経営戦略を図っています。

当社としては、余裕を持った資金繰りを維持するためにできうる限りの現金支出を避けたいことを優先事項としており、株式交付の活用によりGCM証券の株式を51%取得し、子会社化することといたしました。

取得比率に関しては、両グループにおける業務運営において、商品販売の窓口となるGCM証券を当社が子会社化することで当社が主導して運営を行っていくことなど、今後の運営も踏まえて両社協議の上で決定しております。

当社は、前々連結会計年度には第三者割当による新株式及び第10回新株予約権の発行による資金調達を行っておりますが、前連結会計年度における株価低迷により想定された資金調達が進まず、当社としては持続的な経営の早期安定化のため、財務体質の改善及び運転資金並びに事業資金の確保が、現状の当社にとって肝要であると判断し、2023年12月にも第三者割当によるエクイティファイナンスによる資金調度を再度実施しております。

このような状況下で、増資による調達で予定する資金使途としては借入金の返済など他よりも優先され、本件を含めた今後想定しているM&A資金等の運転資金に関しては、不測の事態に備えて、常に余裕を持った資金繰りを維持するためにできうる限りの現金支出を避けたいことから、本件における株式交付による取得スキームを選択する背景ともなっております。

検討においても金融機関など外部からの借入等による追加の資金調達なども検討しましたが、株式交付によって、当社はGCM証券の株式51%を取得しますが、譲渡人であるGCMホールディングス株式会社は残りの株式も保有維持する形で両社が今後、協業的にGCM証券の事業運営行っていきます。

また、譲渡人であるGCMホールディングス株式会社は当社の株式を対価として1,365,000株(12.63%)保有することになり、株式交付によって互いに経営関与する関係ともなり、それによって互いに収益貢献に対する継続的なコミットメントを高めていくことができる面も考慮した上で、本件に関しては、株式交付スキームが当社にとって最も適用であるスキームとも判断しております。

なお、株式交付子会社であるGCM証券の概要は以下の通りです。

株式交付子会社

(1) 名称	GCM S1証券株式会社	
(2) 所在地	東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル13F	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 高須 茂巳	
(4) 事業の内容	貸付型クラウドファンディング 有価証券型ファンド持分の販売 特定目的会社の優先出資証券の募集又は売出しの取扱い等	
(5) 資本金	100百万円(2024年3月末時点)	
(6) 設立年月日	2001年12月28日	
(7) 発行済株式数	2,788,112株(2024年9月10日現在)	
(8) 決算期	3月末	
(9) 従業員数	5名	
(10) 主要取引先	一般事業法人、個人等	
(11) 主要取引銀行	三井住友銀行	
(12) 大株主及び持株比率	GCMホールディングス株式会社 100.00%(2024年9月10日現在)	
(13) 当事会社間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における株式交付子会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

本株式交付の効力発生後における当社の企業集団の概要は以下のとおりとなる予定です。

提出会社の概要

(1) 商号	G F A 株式会社
(2) 事業の内容	・金融サービス事業 ・サイバーセキュリティ事業 ・空間プロデュース事業 ・ゲーム事業
(3) 本店所在地	東京都港区南青山二丁目2番15号
(4) 代表者及び役員	代表取締役 施 北斗 代表取締役 片田 朋希 取締役 項 心江 取締役 松田 元 取締役 山田 哲嗣 取締役 権丈 美香 社外取締役 施 景祥 社外取締役 黄 暁昕 社外取締役 何 書勉 社外取締役 飯田 恭平 監査役 穴田 拓也 社外監査役 豊崎 修 社外監査役 日笠 真木哉
(5) 資本金	2,327百万円(2024年9月10日現在)
(6) 決算期	3月末

提出会社の企業集団の概要

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業内容	議決権の 所有割合 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) GFA Capital株式会社 (注) 2	東京都 港区	80,000	企業・ファンド等への投資及び投資先支援、並びに投資運用に関するアドバイザー事業	(直接)100.0	役員の兼任 3名
(連結子会社) ネクスト・セキュリティ株式会社 (注) 2、3	東京都 港区	20,000	サイバーセキュリティ商品の販売及び導入運用支援事業	(直接)49.0	役員の兼任 3名
(連結子会社) アトリエブックアンドベッド株式会社 (注) 2	東京都 港区	27,500	宿泊施設運営業	(直接)100.0	役員の兼任 3名
(連結子会社) 株式会社CAMELOT (注) 2	東京都 渋谷区	10,000	飲食店舗運営業	(直接)100.0	役員の兼任 3名
(連結子会社) 株式会社SDGs technology (注) 2	東京都 港区	10,000	SDGsに関するコンサルティング事業	(直接)70.0	役員の兼任 3名
(連結子会社) プレソフィア株式会社 (注) 2	東京都 港区	9,000	BPOサービスに関する事業	(直接)88.8	役員の兼任 3名
(連結子会社) GFA FOODS株式会社 (注) 2、3	東京都 港区	10,000	飲食店及び居酒屋の経営、企画及び管理業務	(直接)49.0	役員の兼任 2名
(連結子会社) クレーンゲームジャパン株式会社	東京都 港区	10,000	オンラインエンターテインメントサービスの企画、開発及び運営	(直接)100.0	役員の兼任 3名
(持分法適用関連会社) 株式会社フィフティワン	東京都 江東区	10,000	一般貨物自動車運送事業	(直接)25.0	-
(持分法適用関連会社) セブンスター株式会社	東京都 港区	160,550	宅地建物取引事業	(直接)21.3	-
(持分法適用関連会社) 株式会社DKアソシエーション	東京都 港区	8,000	自動車の売買 自動車イベント企画・運営事業	(間接)24.0	GFA Capital株式会社と中古車販売における業務提携 役員の兼任 1名

(注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2. これらは債務超過会社であり、2024年3月末時点の債務超過額は、GFA Capital株式会社は52,781千円、ネクスト・セキュリティ株式会社は4,576千円、アトリエブックアンドベッド株式会社は539,416千円、株式会社CAMELOTは814,571千円、株式会社SDGs technologyは9,396千円、プレソフィア株式会社は45,951千円、GFA FOODS株式会社は118,558千円であります。

3. 持分は、100分の50以下であります。実質的に支配しているため子会社としております。

(2) 提出会社の企業集団における株式交付子会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

当社はGCM証券の株式を保有しておりませんが、本株式交付により、当社はGCM証券の普通株式の過半数を保有し、GCM証券は当社の子会社となる予定です。

役員の兼任関係

本株式交付により、GCM証券の役員につきましては以下の通り変更する予定です。

役職 取締役(兼任)

氏名 片田朋希

取引関係

現時点では取引関係はありません。

2 【公開買付け又は株式交付の当事会社の概要】

該当事項なし

3 【公開買付け又は株式交付に係る契約等】

1．株式交付に係る計画の内容の概要

当社は、2024年9月10日に、2024年10月10日を効力発生日とし、当社を株式交付親会社、GCM証券を株式交付子会社とする株式交付を行うこととする株式交付計画(以下「本株式交付計画」といいます。)について、当社取締役会の承認を得ております。

本株式交付計画に基づき、GCM証券の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.96株を割当て交付します。本株式交付計画の内容は下記「2．株式交付計画の内容」のとおりです。

2．株式交付計画の内容

本株式交付計画の内容は、次の「株式交付計画書(写)」に記載のとおりであります。

株式交付計画書(写)

2024年9月10日

東京都港区南青山二丁目2番15号
G F A 株式会社
代表取締役社長 片田 朋希

G F A 株式会社(以下「甲」という。)は、甲を株式交付親会社、GCM S1証券株式会社(以下「乙」という。)を株式交付子会社とする株式交付(以下「本株式交付」という。)を行うにあたり、次のとおり株式交付計画(以下「本計画」という。)を作成する。

第1条(株式交付子会社の商号及び住所)

乙の商号及び住所は、次のとおりである。

商号：GCM S1証券株式会社

住所：東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル13F

第2条(株式交付親会社が本株式交付を行うに際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限)

甲が本株式交付に際して譲り受ける乙の普通株式の下限は、1,421,937株とする。

第3条(対価として交付する株式交付親会社の株式の数及びその割当て)

1. 甲は、本株式交付に際して、乙の普通株式の譲渡人に対して、乙の普通株式の対価として、その譲渡する乙の普通株式の合計数に0.96を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交付に際して、乙の普通株式の譲渡人に対して、その譲渡する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1,365,000株を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い、甲が乙の普通株式の譲渡人に対して交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他関係法令の規定に従い、処理する。

第4条(株式交付親会社の資本金及び準備金の額)

本株式交付により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第39条の2に定めるところに従って、甲が適当に定める

第5条(申込期日)

乙の普通株式の譲渡しの申込期日は、2024年9月26日とする。ただし、甲は、本株式交付が効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)を変更する場合には、当該変更と同時にこれを変更することができる。

第6条(効力発生日)

効力発生日は、2024年10月10日とする。ただし、本株式交付の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲は、これを変更することができる。

第7条(簡易株式交付)

甲は、会社法816条の4第1項の規定により、本計画につき株主総会の承認を得ないで本株式交付を行う。ただし、同条第2項の規定により、本計画につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本計画につき株主総会の承認を得る。

第8条(本計画の変更及び本株式交付の中止)

本計画の作成日から効力発生日(第6条に基づき変更した場合には、変更後の効力発生日をいう。以下同じ。)までの間において、甲または乙の財務状態もしくは経営状態に重大な変動が発生し又は判明した場合、本株式交付の実行に重大な支障となる事象が発生又は判明した場合、その他本株式交付の目的を達成することが困難となった場合には、甲は、本計画の内容を変更し又は本株式交付を中止することができる。

第9条(本計画の効力)

本計画は、効力発生日までに、乙の株主から甲への本計画による乙の普通株式の譲渡について、乙の取締役会の承認が得られないとき、又は、甲の株主総会の承認が必要な場合にその承認が得られなかったときには、その効力を

失う。

4 【公開買付け又は株式交付に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1．株式交付比率

会社名	G F A 株式会社 (株式交付親会社・当社)	GCM S1証券株式会社 (株式交付子会社)
株式交付比率	1	0.96

- (注) 1．本株式交付に伴い、GCM証券の普通株式1株に対して当社の普通株式0.96株を交付いたします。
- 2．当社が本株式交付により発行する新株式数の下限：普通株式1,365,000株
上記新株式数は、当社が本株式交付に際して譲り受けるGCM証券の普通株式の下限の数に対して交付する当社の普通株式の数です。
本株式交付が成立することで当社株式は12.63%の希薄化が起こる見込みです。
なお、本株式交付により、GCMホールディングス株式会社は当社の株式を12.63%保有することとなります。
保有方針に関しては、継続保有の取り決めはございませんが、約3年程度は中長期的に保有する方針であること、他方で、企業価値(株価)の向上の局面においては売却する場合も有りうる旨で確認をしています。
- 3．単元未満株式の取扱い
本株式交付により、1単元(100株)未満の当社の普通株式(以下「単元未満株式」といいます。)の割当てを受ける当社の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所、その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び当社の定款第8条に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。
- 4．1株に満たない端数の処理
本株式交付に伴い、当社株式1株に満たない端数の割当てを受けることになるGCM証券の株主様に対しては、当社は会社法第234条その他関連法令の定めに従い、その端数の合計数に相当する当社の株式を売却し、係る売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。
- 5．本株式交付により増加する当社の資本金及び資本準備金の額は、会社計算規則第39条の2の定めに従い当社が別途適当に定める金額とする。

2．株式交付比率の算定根拠

当社は、本株式交付に用いられる株式交付比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(以下「TFA」)に当社及びGCM証券の株式価値並びに株式交付比率の算定を依頼することとしました。なお、TFAは、当社及びGCM証券の関連当事者には該当せず、記載すべき利害関係も有しておりません。

当社は、株式交付比率については、上記に記載のTFAが算定した株式交付比率レンジの範囲内であることから、本株式交付比率は妥当な水準であり、また、TFAによるGCM証券の株式価値の算定結果を参考に、GCM証券の財務状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、当社で慎重に検討を重ねた結果、本株式交付比率により本株式交付を行うことが両社の株主の利益に資するものであるとの判断に至りました。

3．株式交付比率の算定の経緯

本株式交付に係る割当ての内容の算出にあたって、当社は両社から独立した第三者算定機関であるTFAに当社およびGCM証券の株式価値並びに株式交付比率の算定を依頼しました。

TFAは、当社株式については東京証券取引所スタンダード市場に上場し市場株価が存在することから市場株価法(算定基準日を2024年9月9日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る1か月、3か月、6か月の各期間の株価終値の出来高加重平均)を採用して算定を行いました。

採用手法	算定結果(円)
市場株価法	256 ~ 435

また、TFAは、GCM証券の株式については、非上場会社であるため市場株価が存在せず、将来清算する予定はない継続企業であること、類似上場企業の選定が困難であることから類似企業比較法の採用についても適当ではないと判断したこと等を総合的に勘案し、DCF(ディスカウント・キャッシュ・フロー)法による算定を採用しております。

採用手法	算定結果(円)
DCF法	238 ~ 291

DCF法による算定については、GCM証券が作成した事業計画の予測期間である2025年3月期～2027年3月期までの財務予測を基本として、将来キャッシュ・フローを算定し、一定の割引率(資本還元率11.826%)で現在価値に割引くことによって企業価値を評価し算定しております。

事業計画については、現時点におけるコンサルティング業務による継続的な収入見込みに加えて、過去のファンド実績における販売手数料と同業他社の手数料率、また足元黒字化にするための目標収益から算出している計画値であり、貸付型クラウドファンディングなどファンド組成本数を積み上げていく計画となっておりますが、あくまでも現状におけるGCM証券単体での目標計画となっております。

今後、当社グループ傘下での事業計画については協議していく予定ですが、想定するファンド組成本数は、現時点では前述したようにデータセンター特化型ファンドやEVバッテリー専用ファンド、ほか2本ファンドの組成を考慮しており、いずれも国内外投資家(機関投資家を含む)を対象中心とした募集をしていきたいと考えています。

過去にも私募ファンド組成で約20億円程度の募集実施をしている実績からも今後ファンドの組成販売面でGCM証券と連携強化していく具体的施策も行う予定であり、現状におけるGCM証券単体の計画値以上の当該事業のポテンシャルを将来的な付加価値であると、当社としてはGCM証券の事業性を高く評価しています。

当社はTFAによるGCM証券の株式価値の算定結果を参考に、GCM証券の財務状況、資産の状況を確認し、現在の人員に関しては、金融商品取引法の登録のための最小限の体制で運営されており、関係会社からの紹介によるコンサルティング業務による収入で運営を維持している状況であることから、直前期ではその影響で売上利益も減少していますが、今後の主たる事業(第一種、第二種金融商品取引手数料)による収益化のために実稼働化させるために株式交付による協業に伴う必要な人員を補充するなど、財務予測等の将来的な見通しなどを踏まえながら、慎重に検討を重ねた結果、最終的に本株式交付における株式交付比率の算式を下記のとおりとすることが妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り決定しました。なお、この株式交付比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、変更されることがあります。

上記より当社の普通株式1株あたりの株式価値を1とした場合の算定結果は以下のとおりとなります。

株式交付比率の算定結果
0.55 ~ 1.14

TFAは、本株式交付比率の分析に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債(偶発債務を含みます。)について、個別の各資産、各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。加えて、両社の財務予測については両社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。TFAの本株式交付比率の分析は、2024年9月9日現在までの上記情報等と経済条件を前提としたものであります。

5 【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行(交付)される有価証券との相違
(株式交付子会社の発行有価証券と株式交付によって発行(交付)される有価証券との相違)】

(1) 株式の譲渡制限

当社の定款には定めがありませんが、GCM証券の定款には、GCM証券の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない旨の定めがあります。

(2) 単元未満株式

GCM証券では、単元株式制度は採用されておられません。これに対して、当社の定款には、単元株式数を100株とする旨の定めが置かれており、当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売り渡すことを当社に請求すること(いわゆる単元未満株式の買取請求)ができます。また、当社の定款には、単元未満株式を有する株主は、()会社法第189条第2項各号に掲げる権利、()取得請求権付株式の取得を請求する権利、及び()募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を行使することができない旨の規定が置かれております。

(3) 自己株式の取得

当社の定款には、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨の定めが置かれておりますが、GCM証券の定款には同様の定めはありません。

(4) 剰余金の配当等

当社の定款には、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる旨の定めが置かれており、GCM証券の定款には毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる旨の定めが置かれております。

6 【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行(交付)条件に関する事項】

該当事項なし

7 【公開買付け又は株式交付に関する手続】

1．株式交付に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式交付に関し、当社は、会社法第816条の2第1項及び会社法施行規則第213条の2の各規定に基づき、株式交付計画、当社が譲り受けるGCM証券の株式の数の下限についての定めが同条第2項に定める要件をみたすと当社が判断した理由、会社法第774条の3第1項第3号から第6号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項、本株式交付に際して交付する新株予約権等の定め相当性に関する事項、GCM証券についての事項、当社についての事項、債務の履行の見込みに関する事項を記載した書面を、当社の本店において2024年9月19日よりそれぞれ備え置く予定です。

は、2024年9月10日開催の当社の取締役会において承認された株式交付計画です。は、当社が譲り受けるGCM証券の株式の数の下限についての本株式交付計画の定めは、GCM証券が効力発生日において当社の子会社(会社法施行規則第3条第3項第1号に定める子会社をいいます。)となる数を内容としているものと当社が判断した理由を説明するものです。は、本株式交付に際して交付する株式の数及びその割当ての相当性、本株式交付により増加する当社の資本金及び準備金の額の相当性、本株式交付に際して交付する金銭等の相当性について説明するものです。は、本株式交付に際して交付する新株予約権等の定め相当性に関する事項について説明するものです。は、GCM証券の最終事業年度に係る計算書類等の内容、最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を説明するものです。は、当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明するものです。は、当社の債務の履行の見込みについて説明するものです。

これらの書類は、当社の本店において閲覧することができます。なお、本株式交付が効力を生ずる日までの間に、上記 から までに掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2．株主総会等の株式交付に係る手続の方法及び日程

株式交付計画承認の当社取締役会	2024年9月10日(火曜日)
株式交付子会社の株式の譲渡の申込期日	2024年9月26日(木曜日)
株式交付の効力発生日	2024年10月10日(木曜日)

ただし、本株式交付の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更する場合があります。

3．株式交付子会社が発行者である有価証券の所有者が当該株式交付に関して買取請求権を行使する方法 該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

当社の主要な経営指標等、GCM証券の主要な経営指標等はそれぞれ以下のとおりです。

< 当社の主要な経営指標等 >

(1) 連結経営指標等

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (千円)	2,392,126	2,652,804	1,196,710	2,353,302	4,174,719
経常損失() (千円)	375,742	1,347,281	721,491	2,068,191	2,397,523
親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	488,116	1,693,774	1,160,201	2,254,363	2,459,132
包括利益 (千円)	489,176	1,688,694	1,160,459	2,261,772	2,455,114
純資産額 (千円)	1,479,195	67,251	456,625	1,313,694	184,919
総資産額 (千円)	3,448,789	1,460,957	1,482,010	5,683,018	4,512,622
1株当たり純資産額 (円)	124.48	3.05	15.46	236.80	9.14
1株当たり当期純損失() (円)	47.20	127.93	58.66	633.71	426.36
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	42.7	2.9	27.2	21.8	1.6
自己資本利益率 (%)	32.6	223.1	519.1	274.1	374.4
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	93,334	41,740	965,208	3,314,695	1,472,146
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	222,162	205,922	235,955	895,786	625,092
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	60,015	178,248	1,191,338	4,828,339	1,506,388
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	249,811	263,878	254,053	871,910	281,061
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	58 (119)	60 (108)	50 (89)	343 (109)	331 (186)

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第21期の期首から適用しており、第21期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

4. 当社は、2024年5月1日付で普通株式10株につき1株の比率をもって株式併合を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月		2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高	(千円)	2,098,215	2,022,657	286,576	520,367	675,528
経常損失()	(千円)	322,836	1,182,863	780,593	1,851,806	2,534,431
当期純損失()	(千円)	573,886	1,195,881	1,112,189	2,185,958	3,117,286
資本金	(千円)	1,183,398	1,341,321	1,070,818	2,058,533	1,702,224
発行済株式総数	(株)	12,149,300	14,348,300	26,432,000	52,668,800	80,259,358
純資産額	(千円)	1,519,863	657,732	1,084,268	2,008,658	209,808
総資産額	(千円)	2,862,748	1,138,837	1,234,888	4,725,571	3,375,732
1株当たり純資産額	(円)	128.05	45.36	39.77	370.64	13.89
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純損失()	(円)	55.50	90.32	56.23	614.48	540.47
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	53.0	55.9	84.1	41.0	3.2
自己資本利益率	(%)	36.2	111.0	132.6	146.6	303.8
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	-
配当性向	(%)	-	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	13 (-)	18 (-)	12 (1)	24 (2)	23 (3)
株主総利回り (比較指標TOPIX)	(%)	26.6 (88.1)	47.3 (122.7)	36.6 (122.2)	34.4 (125.8)	33.5 (173.9)
最高株価	(円)	365	308	230	157	107
最低株価	(円)	62	75	82	102	35

(注) 1. 潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第21期の期首から適用しており、第21期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

4. 第21期まで、株主総利回りの比較指標にJASDAQ INDEXを用いておりましたが、2022年4月4日の東京証券取引所の市場再編に伴い廃止されました。このため第22期から比較指標を、継続して比較することが可能なTOPIXに変更しております。

5. 最高・最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所JASDAQにおけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場によるものであります。

6. 当社は、2024年5月1日付で普通株式10株につき1株の比率をもって株式併合を行っております。前事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

< GCM証券の主要な経営指標等(単体) >

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (千円)	7,934	5,234	43,800	57,350	28,154
経常利益又は経常損失() (千円)	61,421	51,710	20,515	3,526	3,836
当期純利益又は当期純損失() (千円)	25,642	86,715	19,329	3,236	4,126
資本金 (千円)	328,453	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	1,938,111	2,788,112	2,788,112	2,788,112	2,788,112
純資産額 (千円)	70,156	70,441	51,111	54,348	50,221
総資産額 (千円)	72,691	75,163	64,579	62,346	52,523
1株当たり純資産額 (円)	36.19	25.26	18.33	19.49	18.01
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	-	-	-	-	-
1株当たり当期純利益又は 当期純損失() (円)	13.23	31.10	6.93	1.16	1.48
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	96.51	93.71	79.14	87.17	95.61
自己資本利益率 (%)	36.55	123.10	37.81	5.95	8.21
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	13,892	70,983	56,941	55,395	51,253

(注) 1. 1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)、株価収益率、配当性向については配当実績がないため、記載しておりません。

< 株式交付後の当社の経営指標等 >

上記各主要な経営指標等に基づく株式交付後の当社の経営指標等の見積もりとして、当社の最近連結会計年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」並びにGCM証券の最終事業年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」を合算すると、以下のとおりとなります。

ただ、以下の数値に関しては、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載であります。

また、「売上高」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」以外の指標等については、単純な合算を行うことも困難であり、単純な合算を行うことで投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っておりません。

売上高(千円)	703,682
経常利益(千円)	2,538,267
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	3,121,412

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項なし

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第23期)、(以下「本有価証券報告書」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2024年9月10日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、本有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2024年9月10日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 資本金の増減

後記、「第四部 組込情報」に記載の第23期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金は、当該有価証券報告書の提出日(2024年6月28日)以降、本有価証券届出書提出日(2024年9月10日)までの間において、以下のとおり、変化しております。

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年6月28日～ 2024年9月10日 (注)	905,428	10,808,649	133,973	2,327,227	133,973	2,362,027

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

3 臨時報告書の提出について

本有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2024年9月10日)までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

(2024年7月1日提出の臨時報告書)

1. 提出理由

当社は、2024年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2024年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加するものであります。

将来における事業規模の拡大等に備え、機動的かつ柔軟な資本政策の実行を可能にするため、現行定款第5条(発行可能株式総数)に定める発行可能株式総数を22,000,000株から37,000,000株に増加させるものであります。

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役として、片田朋希氏、施北斗氏、項心江氏、権丈美香氏、施景祥氏、黄曉昕氏、山田哲嗣氏、松田元氏、何書勉氏、飯田恭平氏を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、宍田拓也氏を選任する。

第4号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する事後交付型業績連動型株式報酬に係る報酬決定の件

取締役に当社の企業価値の向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役(社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。)に対し、事後交付型業績連動型株式報酬(パフォーマンス・シェア・ユニット、以下「本制度」といいます。)の付与のための報酬の限度額を新たに設定することを決定する。

本制度に基づき対象取締役に交付する株式数は年100,000株以内、支給する金銭報酬債権の額は年額300百万円以内とする。また、各対象取締役への具体的な配分、支給時期及び内容については、任意の指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会において決定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数(個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	311,981	18,613	0	(注)1	可決 93.21
第2号議案 取締役10名選任の件					
片田 朋希	309,288	21,376	0	(注)2	可決 92.39
施 北斗	311,362	19,302	0		可決 93.01
項 心江	311,519	19,145	0		可決 93.05
権丈 美香	312,438	18,226	0		可決 93.33
施 景祥	311,262	19,402	0		可決 92.98
黄 暁昕	311,654	19,010	0		可決 93.09
山田 哲嗣	311,871	18,793	0		可決 93.16
松田 元	309,733	20,931	0		可決 92.52
何 書勉	311,864	18,800	0		可決 93.16
飯田 恭平	312,662	18,002	0		可決 93.39
第3号議案 監査役1名選任の件				(注)2	
穴田 拓也	317,046	13,598	0		可決 94.71
第4号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する事後 交付型業績連動型株式報酬に係る報酬決定 の件	309,229	21,435	0	(注)3	可決 92.37

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2024年8月14日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

2024年8月14日

(2) 当該事象の内容

当社は、2024年4月19日付で当社の連結子会社であるネクスト・セキュリティ株式会社の株式の51%を譲渡する旨の株式譲渡契約を締結し、2024年4月30日付で株式譲渡を実施いたしました。これに伴い、2025年3月期第1四半期において、関係会社株式売却益を特別利益として計上いたします。

また、2024年7月26日付で当社の連結子会社である株式会社フィフティワンの株式の55%を譲渡する旨の株式譲渡契約を締結し、2024年7月31日付で株式譲渡を実施いたしました。これに伴い、2025年3月期第2四半期において、関係会社株式売却益を特別利益として計上する見込みです。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象により、2025年3月期第1四半期の個別決算において、ネクスト・セキュリティ株式会社の株式譲渡に伴う関係会社株式売却益8,000千円を特別利益として計上いたしました。また、株式会社フィフティワンの株式譲渡については、2025年3月期第2四半期の連結決算において関係会社株式売却益21,044千円を、個別決算においては10,000千円を特別利益に計上する予定です。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第23期)	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	2024年6月28日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年6月28日

G F A 株式会社
取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 秀俊

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山中 康之

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているG F A 株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G F A 株式会社及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社グループでは、継続して、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、今後の資金繰りに懸念も生じており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

のれんの評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表注記「（企業結合等関係）取得による企業結合」に記載のとおり、会社は、当連結会計年度に、クレーンゲームジャパン株式会社（以下「C G J」）の全株式について、超過収益力を見込んで500百万円で取得したが、当連結会計年度末の、のれん残高は264百万円となっており、金額的重要性が高い。また、のれんの評価は、買収時に見込んだ超過収益力が毀損していないかの判断や、減損の兆候の有無の判定には、経営者の主観的な判断が伴うものである。以上のことから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、左記の監査上の主要な検討事項について、関連する内部統制の検討の上、のれんの評価を検討するため、主に以下対応を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買収時の計画と実績を比較するとともに、最新の事業計画と比較し、買収時に見込んだ超過収益力が毀損していないか慎重に検討した。 ・経営者等関係者への質問、稟議や議事録の閲覧、翌期の会計帳簿の閲覧等を通じ、経営者の評価に反映されていない情報がないか検討した。 ・経営者が減損検討のために利用した外部専門家によるC G Jの株式価値算定結果について、外部専門家の適性、能力及び客観性の検討、評価手法・主要な仮定の合理性、評価結果の計算過程・評価結果について検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、G F A 株式会社の2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、G F A 株式会社が2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年6月28日

G F A 株式会社
取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 秀俊

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山中 康之

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているG F A 株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G F A 株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社では、当事業年度に、重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上した。また、今後の資金繰りに懸念も生じており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

のれんを含む関係会社株式の評価

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。